

## 第3節 地方公共団体の取組

**仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。**

（「憲章」（〔関係者が果たすべき役割〕（地方公共団体）から）

# 1 地方公共団体における取組

## ポイント



地方公共団体における取組として、以下のものが挙げられる。

- ・仕事と生活の調和を推進する会議の設置や宣言・提言の策定
- ・社会的気運の醸成を図るためのキャンペーンの実施やシンポジウムの開催
- ・アドバイザー等の派遣、セミナー等の開催、情報提供
- ・企業表彰や登録・認定・認証制度の創設、奨励金制度の創設、入札参加資格など公契約における優遇措置

各都道府県労働局においても、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成を図ることを目的として、「仕事と生活の調和推進会議」を設置。地域の特性を踏まえて活動。

NPO等と連携して仕事と生活の調和推進に向けた取組も行われている。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、地方公共団体の取組として、地方の実情に即した、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成の促進、仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することなどが掲げられています。

地方公共団体においては、既に様々な取組が行われていますが、「地方公共団体における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する事例集」(平成20年3月 内閣府男女共同参画局)では、社会基盤づくり、組織のマネジメント改革の2つに取組を分類しています。

については、会議の設置など理解の浸透・推進力強化のための枠組みづくり、表彰制度、融資・貸付、登録・認定・認証制度、奨励金・助成金・補助金、アドバイザー等派遣など企業・組織の取組の後押し、講座・セミナー・講演会など個人の多様な選択を可能にする支援やサービスの展開が挙げられています。

については、自治体自身の取組みとして、ノー残業デーの実施などの時間管理や職員研修の開催などが挙げられています。

ここでは、地方公共団体における平成20年度までに実施した取組の一部を紹介します。

(本節では、内閣府「地方公共団体における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する事例集」(平成20年3月)、内閣府「国・地方公共団体等における企業・団体等表彰」(平成20年10月)及び都道府県・政令指定都市の取組に関する内閣府調べ(平成21年3月)を参考にしている。)

## (1) 会議の設置等の枠組みづくり

都道府県及び政令指定都市のうち約3割の自治体では、仕事と生活の調和の推進や働き方の見直しを目的とした様々な会議が設置されています。また、約半数の自治体では、少子化対策または男女共同参画等に関する会議等において、仕事と生活の調和推進を特別に取り上げて議論しています。

都道府県及び政令指定都市のうち約3割の自治体では、平成20年度までに、企業・組織、住民等に仕事と生活の調和の推進を呼びかけ、また、仕事と生活の調和推進の取組方針等を示す宣言・提言等を策定しています。例えば、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、地域における子育て支援、若者の自立支援などを労使等各団体が連携して取り組むことなどを掲げています。

詳細は...

地方公共団体における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する事例集

[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/wlb.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/wlb.html)

図表2-4-1

仕事と生活の調和を推進するための会議の設置

自治体名	名称	設置時期
福島県	福島県仕事と生活の調和と子育て支援推進協議会	2007年4月
茨城県	いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会	2008年6月
千葉県	経済界、労働界のトップと知事による「少子化問題、懇談会	2005年6月
八都府市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)	八都府市仕事と子育ての両立支援推進検討会	2006年11月
岐阜県	ぎふ少子化対策県民連携会議仕事と家庭両立部会	2007年6月
静岡県	静岡県次世代育成支援対策地域協議会働き方専門部会	2008年7月
愛知県	あいち子育て支援・働き方の見直し推進協議会	2007年4月
京都府	京都雇用創出活力会議 ワーク・ライフ・バランス専門部会	2008年8月
兵庫県	「ひょうご仕事と生活のバランス推進事業、推進会議	2008年5月 ～2009年3月
奈良県	奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議	2007年8月
島根県	両立支援合同検討部会	2008年9月
熊本県	熊本県しごといきいき応援会議	2008年1月
札幌市	札幌市「WLB取組企業応援事業、推進関係団体実務者検討会議	2007年10月 ～2008年3月
横浜市	ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会	2007年7月
北九州市	北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会	2008年12月
	北九州ミズ21委員会 ワーク・ライフ・バランス部会	2008年10月
名古屋市	なごや子ども・子育て支援協議会 ワーク・ライフ・バランス部会	2008年9月
京都市	京都雇用創出活力会議 ワーク・ライフ・バランス専門部会	2008年8月

(備考)

1. 仕事と生活の調和、働き方の見直しに関する会議を記載している。
2. 原則として、都道府県・政令指定都市等(都道府県労働局は除く。)が設置した会議を記載している。また会議の構成員が一団体の内部職員のみの場合は除いている。

図表2-4-2 仕事と生活の調和を推進するための宣言や提言等の策定

自治体名	名称	策定の時期
山形県	山形県ワーク・ライフ・バランス憲章	2008年12月
福島県	ふくしま子育て応援職場づくり三者宣言(連合福島、福島県経営者協会連合会、福島県)	2007年5月
埼玉県	埼玉県子育て応援共同宣言	2006年10月
千葉県	「仕事と子育てが両立する働き方の実現、に向けて経済界・労働界・県が共に目指すもの」3つの目のつけどころ	2007年1月
東京都	ワーク・ライフ・バランス実践プログラム	2009年3月
新潟県	新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言	2007年10月
静岡県	仕事と子育ての両立に向けた提言	2009年3月
	静岡県における「男女共同参画社会づくり」に向けた取組宣言	2008年8月
兵庫県	仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意(ひょうご子ども未来三者合意)(連合兵庫・兵庫県経営者協会・兵庫県)	2006年3月
	「仕事と生活のバランス、ひょうご共同宣言	2006年10月
岡山県	おかやまの子育て応援共同宣言	2007年5月
広島県	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にむけて 広島県四者宣言(連合広島・広島県経営者協会・広島労働局・広島県)	2008年6月
山口県	やまぐち子育て応援に関する共同宣言	2008年5月
熊本県	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進共同宣言	2008年1月
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進構想	
八都府市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)	八都府市ワークライフバランス共同アピール	2008年8月

(備考)

1. 仕事と生活の調和、働き方の見直しに関する宣言や提言等を記載している。
2. 原則として、都道府県・政令指定都市等(都道府県労働局は除く。)が策定した宣言や提言等を記載している。

厚生労働省の都道府県労働局においても、平成20年4月以降、労働者団体及び使用者団体、地方公共団体等を構成員とする「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置しています。

同会議では、数値目標を定めた提言等を取りまとめているところもあり、地方公共団体においても、同会議と連携して、仕事と生活の調和の推進に向けた取組みが進められています。

図表2-4-3

仕事と生活の調和推進会議における主な提言内容

仕事と生活の調和推進会議においては、地域の事業主及び都道府県民に対する提言として、主に以下のような内容について策定しました。

年次有給休暇の積極的な利用の促進

- ・ 有給休暇の取得目標の設定
- ・ 年次有給休暇取得計画表などの整備
- ・ 計画年休の積極的活用

所定外労働時間の削減

- ・ 「定時退社デー」「ノー残業ウィーク」等の導入・拡充
- ・ 仕事の進め方の見直しや業務の効率化による総実労働時間の削減
- ・ ポスターや社内報等による周知

子育て等をしやすい職場環境の整備

- ・ 男性の育児休業等の取得の促進
- ・ 出産前後における育児休業制度の積極的導入
- ・ 育児休業後の職場復帰支援の実施
- ・ 短時間正社員制度の積極的導入。

## (2) 社会的気運の醸成

地方の実情に即した住民の理解や企業の理解の促進を図るため、地方公共団体では、セミナーやシンポジウムなどを開催しています。

例えば、中小企業の経営者等を対象に、ワークライフバランスについて先進的な取組を実施している事業者を招いた講演会を開催し、トップの意識啓発を図るものや、日曜日に父子で体験・参加型講座を開催し、父親に時間管理についての講座を実施するほか、父子で料理実習講座を実施するといった活動が行われています。

また、仕事と生活の調和の推進にあたっては、NPO等関係団体と連携した取組が進められています。例えば、NPO等の団体から、男性の家庭や地域活動等への積極的参加を促す企画や「ワーク・ライフ・バランス」に関する企画を公募して実施するなど、NPO等のノウハウを活用したものもあります。

地方公共団体と関連団体等が参加して男女共同参画を促進するための地域における連携組織(地域版男女共同参画推進連携会議)においても、以下のシンポジウム等が実施されました。

図表2-4-4

平成20年度に地域版男女共同参画推進連携会議等が共催により実施したもの

自治体名	名称	時期
兵庫県	ひょうご「男女の仕事と生活のバランス」推進リレーフォーラム 第1フォーラム	第1フォーラム 20年10月22日(水)
	「ひょうご仕事と生活バランス推進フォーラム」 第2フォーラム	第2フォーラム 20年11月16日(日)
	「ひょうご家庭応援県民大会」 第3フォーラム	第3フォーラム 20年12月1日(月)
	「ひょうご子育て支援フォーラム」 第4フォーラム	第4フォーラム 21年2月12日(木)
京都府	ワーク・ライフ・バランス推進フォーラム ～ひとりひとりの仕事の充実と生活の充実のために～	20年11月25日(火)
青森県	どうすればできる？男女の仕事と生活の調和 ～青森県内各地域のオピニオンリーダーによる公開フォーラム～	20年11月28日(金)
千葉県	「仕事と生活の調和を考えるシンポジウム」 ～千葉から発信、人に優しいワーク・ライフ・バランス～	21年1月15日(木)
奈良県	「仕事と生活の調和、県民フォーラム」 ～考えよう！笑顔の働き方・暮らし方～	21年1月26日(月)
島根県	男女の仕事と生活の調和推進セミナー	21年3月14日(土)

### 〔参考〕東京・仕事と生活の調和推進プログラム -ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて-

東京労働局に設置された「東京・仕事と生活の調和推進会議」では、平成20年12月に上記の推進プログラムを策定しました。

推進プログラムにおいては、仕事と生活の調和推進の取組全体についてのスローガンとして、

**「働き方を見直そう！」**  
**-仕事も生活も大切に、充実した人生を！-**

を掲げ、さらに都内の企業において仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため労使が取り組むべき重点目標を以下のとおり掲げました。

1. 年次有給休暇の取得促進に努める  
スローガン:「しっかり働き、ゆっくり休む！」  
-有給休暇を長短、柔軟に取得しよう-
2. 所定外労働の削減  
スローガン:「定時退社デーを作ろう！」  
-定時退社で、自分の時間も大切に！-
3. 次世代育成支援の取組促進  
スローガン:「お父さんも育児休業！」  
-子育てパパを職場も支援！-

また、推進プログラムにおいては、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、年間を通じた周知啓発を実施し、労使の取組を促進することを提言しました。特に11月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、月間中に、集中的・効果的に周知啓発キャンペーンを行うこととしています。

これらに加え、都内の企業における好事例や、仕事と生活の調和の実現に向けた、東京労働局や地方公共団体(東京都内)による支援・援助の取組も紹介しています。

詳細は...

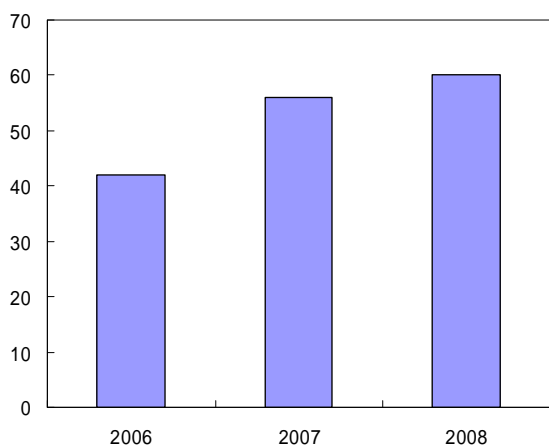
<http://www.roudoukyoku.go.jp/roudou/jikan/chowasuishin/chowasuishin.html>

### (3) 企業等の取組の後押し

個人の仕事と生活の調和の実現には、働く場としての企業の理解や取組の促進が欠かせません。地方公共団体においては、企業表彰等を実施し、企業の後押しを行っています。

企業等に対する表彰制度を実施している地方公共団体数の推移をみると、年々増加しています。表彰制度には、子育てを支援し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業や団体を表彰するほか、子育てを楽しんでいるグループ・個人を表彰する制度もあります。

図表2-4-5  
企業等表彰制度を実施している地方公共団体数



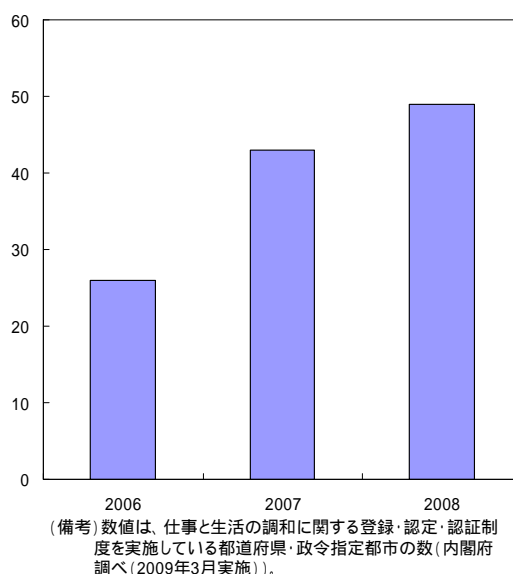
(備考) 1. 数値は、企業等への表彰制度を実施している地方公共団体(都道府県及び政令指定都市。ただし、把握できた範囲で市区町村の取組も含めている。)の数(2008年10月31日現在。内閣府調べ。)  
2. 表彰制度は、両立支援、男女ともに働きやすい職場環境作り、子育て支援等に関する制度とした。  
3. 詳細は、次のURL([http://www.gender.go.jp/commendation/hyosyo\\_kuni\\_chiho.html](http://www.gender.go.jp/commendation/hyosyo_kuni_chiho.html))を参照。

詳細は...

「国・地方公共団体等における企業・団体等表彰」  
(内閣府男女共同参画局)  
[http://www.gender.go.jp/commendation/hyosyo\\_kuni\\_chiho.html](http://www.gender.go.jp/commendation/hyosyo_kuni_chiho.html)

また、仕事と生活の調和の推進に取り組んでいる企業を登録し、ホームページ等で紹介等する取組(登録・認定・認証制度)について、都道府県、政令指定都市の状況を見ると、平成20年には、約50自治体で取組が行われています。

図表2-4-6  
登録・認定・認証制度を実施している都道府県・政令指定都市数



企業等に対し、社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣し、仕事と生活の調和推進に関する相談・助言等を行うアドバイザー等派遣を実施する自治体もあります。さらに、都道府県と政令指定都市のうち約半数の自治体では、自治体と事業者が結ぶ売買、貸借、請負等の公契約において、入札参加資格、落札決定の際の評価項目として、仕事と生活の調和に関連した項目(仕事と家庭の両立支援、子育て支援、働き方の見直し等)を取り入れている例がみられます。



## 福岡県における取組

### 主な取組



- (1) 「子育て応援宣言企業」登録制度
- (2) 福岡県男女共同参画センター「あすばる」における講座

### (1) 「子育て応援宣言企業」登録制度

#### 1 制度の趣旨

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法など子育てを支援する法律や制度の整備が進む一方で、働く女性の7割が出産や育児を機に退職しており、制度があっても利用されない状況があります。

「職場に迷惑がかかるから」、「育児休業が取れるような雰囲気ではないから」などがその主な理由であり、育児休業を取りやすい職場環境が何より大事です。そのためには経営トップの意識と実行の一声(=「宣言」)が最大の効果を持つことから平成15年9月、「子育て応援宣言企業」登録制度を開始しました。



福岡県子育て応援宣言登録マーク

詳細は...

[http://www.asubaru.or.jp/kouza\\_semina/a\\_ev ent\\_m.htm](http://www.asubaru.or.jp/kouza_semina/a_ev ent_m.htm)

#### 2 制度について

具体的には、企業の代表者が従業員の仕事と子育ての両立を支援する自社の取り組みを自ら宣言(「自主宣言方式」)、それを県で「子育て応援宣言企業」として登録し、各社の宣言内容を冊子にまとめて広く周知を行なっています。

宣言の内容は、  
 育児休業が取得しやすい環境をつくる、  
 育児休業期間中は職場とコミュニケーションをとれる仕組みをつくる、  
 職場復帰に向けたサポートをしっかりと行う、  
 子育て中は勤務時間を短縮するなど従業員のニーズに配慮する、  
 といった4つの観点に添ったものです。

福岡県では、宣言企業の拡大促進のために、入札参加資格審査において宣言企業に加点する制度を導入するなどの支援を行っています。目標は3,000社。1,000社突破、2,000社突破記念大会などを開催し、現在2,200社となっています。

「子育て応援宣言」をした企業は職場の雰囲気が良くなって、従業員の定着率も上がっているとのこと。子育てを積極的に応援しない企業や女性が活躍できない企業は伸びないといった認識が着実に広がってきています。福岡県では、こうした気運の醸成と宣言企業のさらなる拡大を行っていきます。

「子育て応援宣言企業」登録制度は、全国に先駆けた取り組みとして平成20年に連続して3つの賞を受賞しました。

につけい子育て支援大賞2007

(主催:日本経済新聞社)

第1回ベストマザー賞特別賞

(主催:内閣府認証NPO法人 ひまわりの会)

第2回ワーク・ライフ・バランス大賞

(主催:「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」事務局:(財)社会経済生産性本部)



## (2) 福岡県男女共同参画センター「あすばる」における講座

通勤・通学者や若者が参加しやすい都心にサテライトを設け「働く女性のためのあすばる講座」を開講している。「働く男女(ひと)のワーク・ライフ・バランス」、「働きウーマンの知恵袋」等の講座実施しました。

平成21年度は「ワーク・ライフ・バランス講座」を開催予定です。

詳細は...

[http://www.asubaru.or.jp/kouza\\_semina/a\\_event\\_m.htm](http://www.asubaru.or.jp/kouza_semina/a_event_m.htm)



## 八都県市における取組 ～ 広域的な取組みを実践～

### 主な取組



- ワークライフバランス推進キャンペーン
- ・八都県市ワークライフバランス共同アピール
  - ・キャッチフレーズ・ロゴマークの作成
  - ・ロゴシールの作成
  - ・定時退社及び定時退庁の呼びかけ
  - ・ワークライフバランスの実践アイデア募集
  - ・ワークライフバランス企業事例集の作成
  - ・八都県市共同アンケート

八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)では、共同して、事業者や住民一人ひとりが、ワークライフバランスの重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために「八都県市仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)推進キャンペーン」を、平成19年度から3か年計画で実施しています。

#### < 主な事業 >

**八都県市ワークライフバランス共同アピール**  
～「ワークライフバランスで」職場も家族もハッピーに～

企業・事業所や住民の方々に対して、簡潔なアピール文により、ワークライフバランスの推進を広く呼びかけ。

#### キャッチフレーズ・ロゴマークの作成とロゴシールの配布

「変えてみよう働き方～パパ！子育てしてますか？」というキャッチフレーズを作成する

とともに、ロゴマークを作成し、企業・事業所など、定時退社やワーク・ライフ・バランスの推進グッズとして、名刺やカレンダー(定時退社日など)に貼り付けて活用できるシールを配布。



#### 定時退社及び定時退庁の働きかけ

男性の子育て参加を促進するため、11月をキャンペーン月間とし、各企業・事業所及び各区市町村に対して、定時退社(早め退社)、定時退庁への協力を依頼。

#### ワークライフバランス実践アイデア募集

誰もが少しの工夫で実践できる「ワークライフバランス実践アイデア」を募集し、優秀なアイデアには賞状と副賞を授与。また、佳作についてはホームページ等に掲載。

#### ワークライフバランス企業事例集の作成

ワークライフバランスに取り組もうとする企業の参考となるよう、先進的な取組を行っている企業の事例集を作成。

#### 八都県市共同アンケート

八都県市共同で企業・事業所のワークライフバランスの取組状況をアンケート調査。

詳細は...

[http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/ko\\_sodate/worklife/8tokenshi.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/ko_sodate/worklife/8tokenshi.html)





## 兵庫県における取組 ～ NPO等とのネットワークを活用～

### 主な取組



- (1) 仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意の締結
- (2) 複数のNPO等が協力して中小企業の仕事と生活の調和を推進
- (3) ひょうご仕事と生活センターを全県的拠点として設立

#### (1) 仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意の締結

兵庫県、連合兵庫、兵庫県経営者協会では、平成18年3月に、全国に先駆けて、仕事と生活の調和に関する政労使の三者合意を策定。

兵庫県では、この合意を踏まえ、三者協働による仕事と生活の調和の推進に取り組む。

#### 仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意(平成18年3月)の概要

以下について三者の連携による取組を進める。  
働き方の見直しによる仕事と生活の調和  
地域における子育て支援  
若者の自立支援  
取組の具体化と協議の継続

#### (2) 複数のNPO等が協力して中小企業の仕事と生活の調和を推進

兵庫県では、労使団体、学識経験者、NPOなど様々な機関が協働し、多様な働き方を実践したい企業の課題を把握して、実践的モデルを提案し、実際に企業が試行する取組を実施(多様な働き方モデル開発事業)。

例えば、仕事と子育ての両立支援に関するカウンセリング事業を実施するNPOと中小企業診断士を中心とした企業支援の専門家の集まりであるNPOの2つのNPO法人が、連携して、中小企業の仕事と生活の調和を支援。

#### (3) ひょうご仕事と生活センターの設立

企業に人材確保や生産性の向上をもたらす、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス」推進の全県的拠点として、「ひょうご仕事と生活センター」を開設。

#### (事業概要)

- (1) ポータルサイトの開設等啓発情報発信
  - (2) 相談・実践支援  
【支援対象者：企業・労働組合等】  
ワンストップ相談  
長時間労働の見直し、女性の活用等について、来所者(企業・労働組合)等への面接・電話・e-mail相談を実施  
相談員等の派遣  
企業や労働組合等の要望により、講師や相談員を選定し派遣  
研修企画・実施  
講演、シンポジウム、ワークショップ、カウンセリング等の手法を組み合わせたプログラムの開発と実施
  - (3) 企業顕彰
  - (4) 企業助成
- なお、運営は、(財)兵庫県勤労福祉協会。

詳細は...

兵庫県HP <http://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html>  
『『共同参画 平成21年4月号』(内閣府男女共同参画局)～連載:地域戦略としてのワーク・ライフ・バランス(渥美由喜氏執筆)』  
[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/kyodo/200904/200904\\_08.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kyodo/200904/200904_08.html)